

第3期

宿毛市地域福祉計画

令和4年度～令和8年度



令和4年3月
宿毛市

社会福祉法人 宿毛市社会福祉協議会



(基本理念)

**ふれ愛・励まし愛・助け愛
築こう福祉のまち すくも**

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 法的根拠	2
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画	2
(3) 各分野別計画との関係	3
3 宿毛市地域福祉支援体制図	4
4 計画期間	5

第2章 宿毛市を取り巻く現状

1 人口の推移	6
2 地域の支え合いの力の弱まり	11

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	15
2 基本目標	16
3 計画の体系	17

第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉の担い手の育成	18
基本施策1 福祉意識の啓発と人材育成	18
主要施策1 多様な媒体による啓発	18
主要施策2 福祉専門職の育成・確保	19
基本施策2 支え合う教育の推進	20
主要施策1 人権・福祉教育の推進	20
主要施策2 学校教育の充実	21

基本目標2 支え合う地域づくりの推進	22
基本施策1 地域支え合い活動の促進	22
主要施策1 あつたかふれあいセンター事業の充実促進	23
主要施策2 ボランティアの育成と活動支援	24
主要施策3 地域コミュニティ組織の活動促進	25
基本施策2 地域における防災機能の強化	26
主要施策1 災害に備えた地域づくりの推進	26
主要施策2 避難行動要支援者への支援の推進	28
主要施策3 見守り活動の促進	29
基本目標3 安心して暮らせる体制の整備	30
基本施策1 包括的支援体制の構築	30
主要施策1 総合的な相談支援体制の充実	30
主要施策2 福祉サービスの充実促進	32
主要施策3 生活困窮者への支援	33
主要施策4 再犯防止施策の推進(宿毛市再犯防止推進計画)	34
基本施策2 権利擁護の推進	36
主要施策1 成年後見制度の利用促進	36
主要施策2 虐待防止体制の強化	38

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	39
(1) 行政内の推進体制	39
(2) 社会福祉協議会との連携と協働	39
2 計画の進行管理	40

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

宿毛市では、平成24年3月に宿毛市地域福祉計画を策定し、宿毛市民がどういった生活課題を抱えているかを整理した上で、地域住民・福祉団体・行政など多様な担い手が役割分担しながら地域福祉の強化に努めてまいりました。

また、平成29年からの5年間を計画期間とする「第2期宿毛市地域福祉計画」では第1期計画からの施策を継承しつつ、介護予防・生活支援の仕組みづくり、生活困窮者に対する自立支援、南海トラフ地震対策を始めとする防災・減災対策など、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域の実現を目指して、地域住民のほか、宿毛市社会福祉協議会など関係機関と連携を図りながら、取り組んでまいりました。

しかしながら、少子高齢化・核家族化のさらなる進行や、単身世帯の増加、プライバシー意識の高まりなどを背景に、地域住民のつながりはますます希薄化しています。また、価値観の多様化や経済的な格差の拡大なども重なり、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりなどの福祉制度の狭間でサービスにつながらない人の問題が顕著化するなど、宿毛市においても地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、家庭や地域における扶助機能が低下しています。

このように市民や地域社会が抱える課題の複合化・複雑化に伴い、これまでのいわゆる公的福祉サービスによる取り組みでは対応が困難になりつつあるため、改めて地域での支え合いや地域コミュニティの重要性が問われています。

そのような中、国においては、制度や分野の垣根を越えて、地域住民が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域の中で住民同士が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる地域共生社会の実現を目指しています。宿毛市においても、地域住民の抱える様々な課題に対応するため、地域の支え合いや多機関・多職種が横断的に連携することのできる包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を推進していくため、令和4年度から令和8年度までの5か年計画として、第3期宿毛市地域福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

この計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市におけるまちづくりの総合計画である「宿毛市振興計画」の地域福祉分野の施策を具体化する計画となっています。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一體的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

宿毛市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進を目的として設置された団体であり、地域住民、ボランティア、福祉・保健などの関係者、行政機関の参加・協力を得ながら、地域に根ざした様々な活動を展開しており、地域福祉推進のための中心的な役割を担っています。

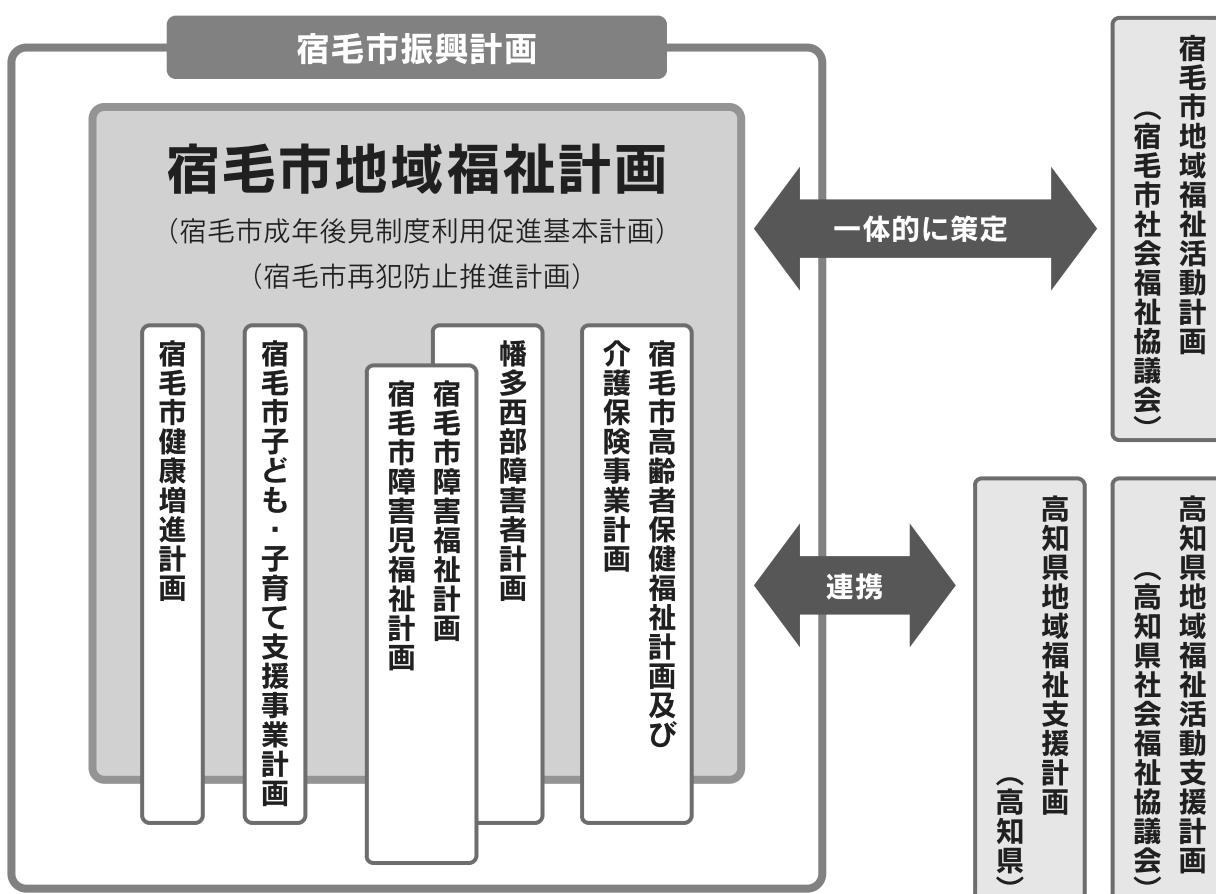
また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、行政と社会福祉協議会が緊密に連携して取り組みを進めることが重要であることから、宿毛市が策定する地域福祉計画と宿毛市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に「第3期宿毛市地域福祉計画」として策定し、住民主体の取り組みを支援しながら、地域福祉のより一層の推進を目指していきます。

(3) 各分野別計画との関係

宿毛市では、まちづくりの総合計画である「宿毛市振興計画」のもと、介護保険・高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て支援、保健医療など、各分野別計画を策定しています。

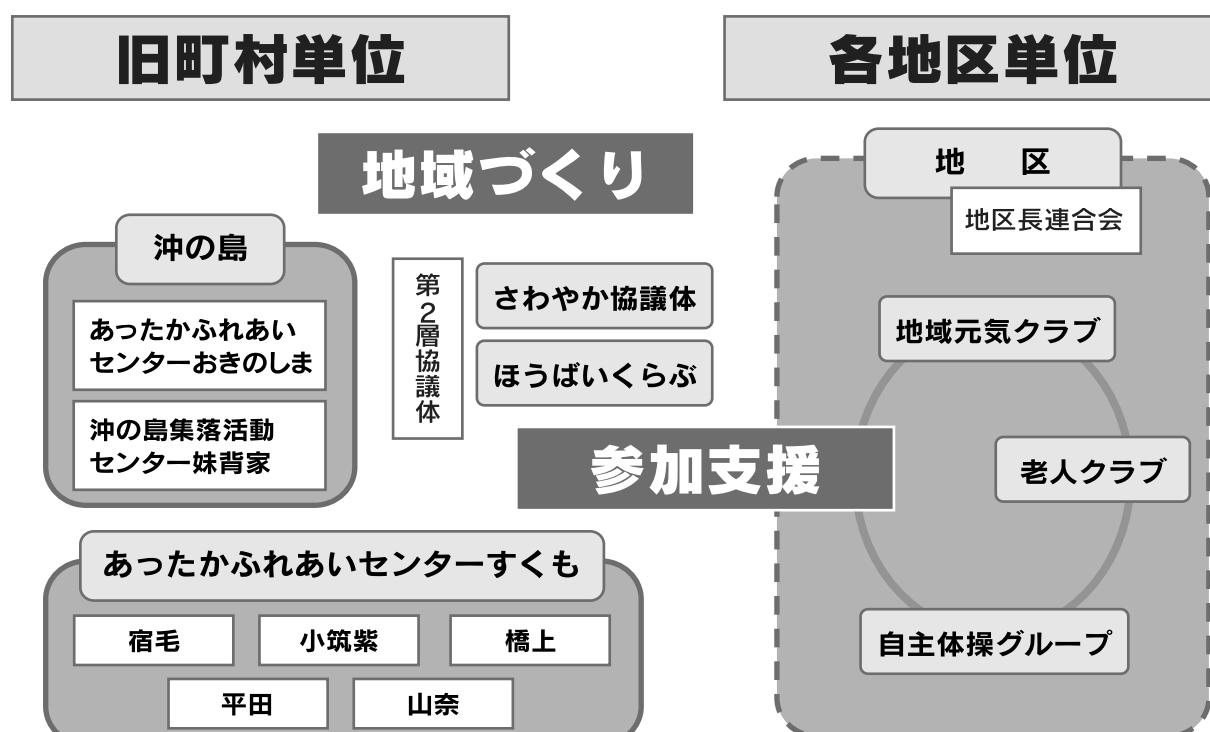
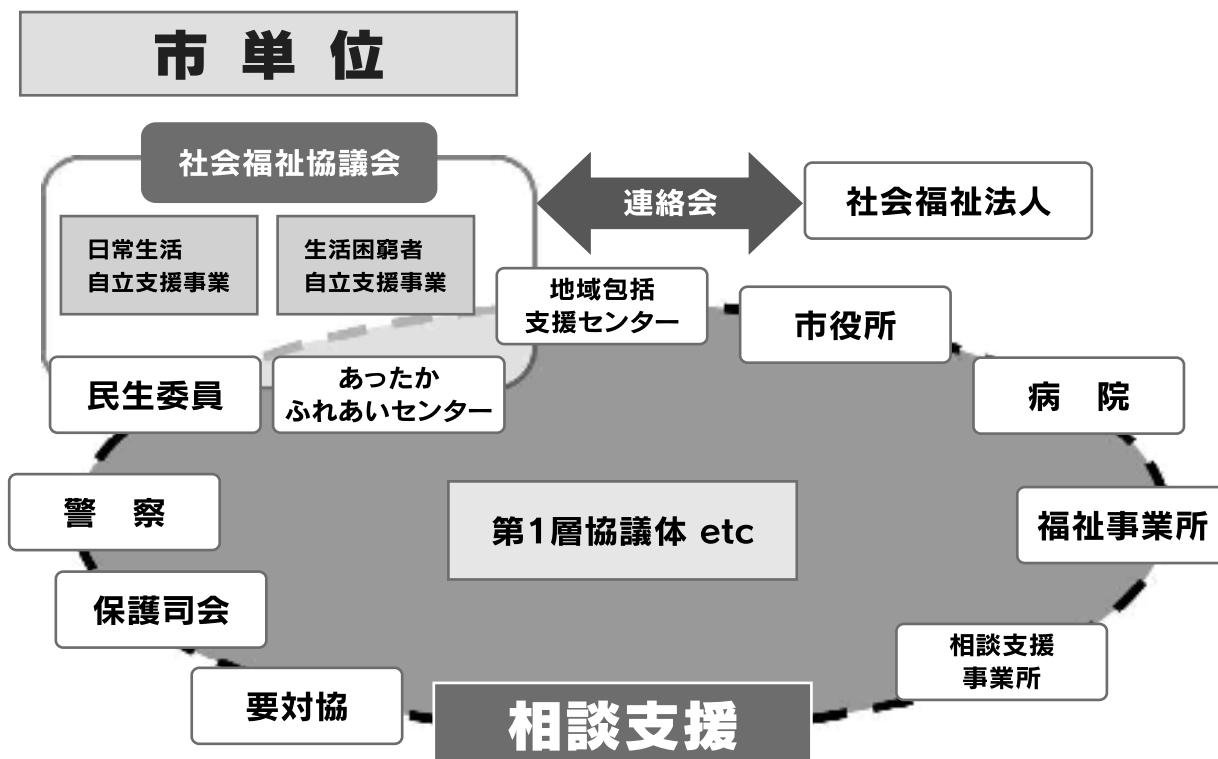
本計画はそれらの分野別計画と調和を図りながら、各計画に共通する地域福祉の推進に関する理念と方向性を示す包括的な計画として策定するとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」や再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含する計画として位置付けています。

また、高知県が策定した「高知県地域福祉支援計画」や高知県社会福祉協議会が策定した「高知県地域福祉活動支援計画」と連携を図りながら、地域福祉活動を推進していきます。



3宿毛市地域福祉支援体制図

宿毛市では現行の組織や取り組みを継承しつつ、地域住民の抱える様々な課題に対応するため、次のような支援体制でこれまで以上に地域の支え合いや多機関・多職種による連携を強化していきます。



4 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

西暦(年度)		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
令和(年度)		3	4	5	6	7	8	9	10	11
関連計画	宿毛市振興計画									
	宿毛市地域福祉計画 (宿毛市成年後見制度利用促進基本計画) (宿毛市再犯防止推進計画)									
	宿毛市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画									
	幡多西部障害者計画									
	宿毛市障害福祉計画 宿毛市障害児福祉計画									
	宿毛市子ども・子育て支援事業計画									
	宿毛市健康増進計画									

宿毛市振興計画 基本構想(9年間)

宿毛市地域福祉計画
(宿毛市成年後見制度利用促進基本計画)
(宿毛市再犯防止推進計画) 第3期計画(5年間)

宿毛市高齢者保健福祉計画
及び介護保険事業計画 第8期計画(3年間)

幡多西部障害者計画 第2期計画(6年間)

宿毛市障害福祉計画
宿毛市障害児福祉計画 第6期計画(3年間)
第2期計画(3年間)

宿毛市子ども・子育て支援事業計画 第2期計画(5年間)

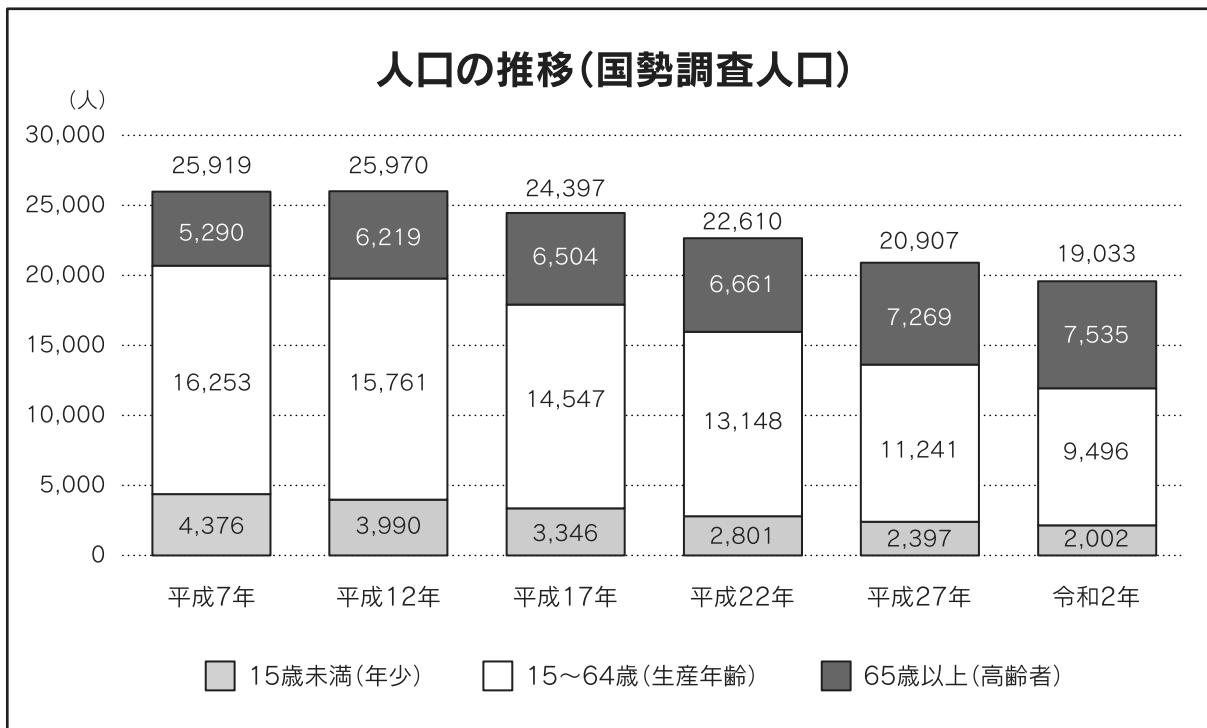
宿毛市健康増進計画 第3期計画(6年間)

第2章 宿毛市を取り巻く現状

1 人口の推移

【人口の推移(国勢調査人口)】

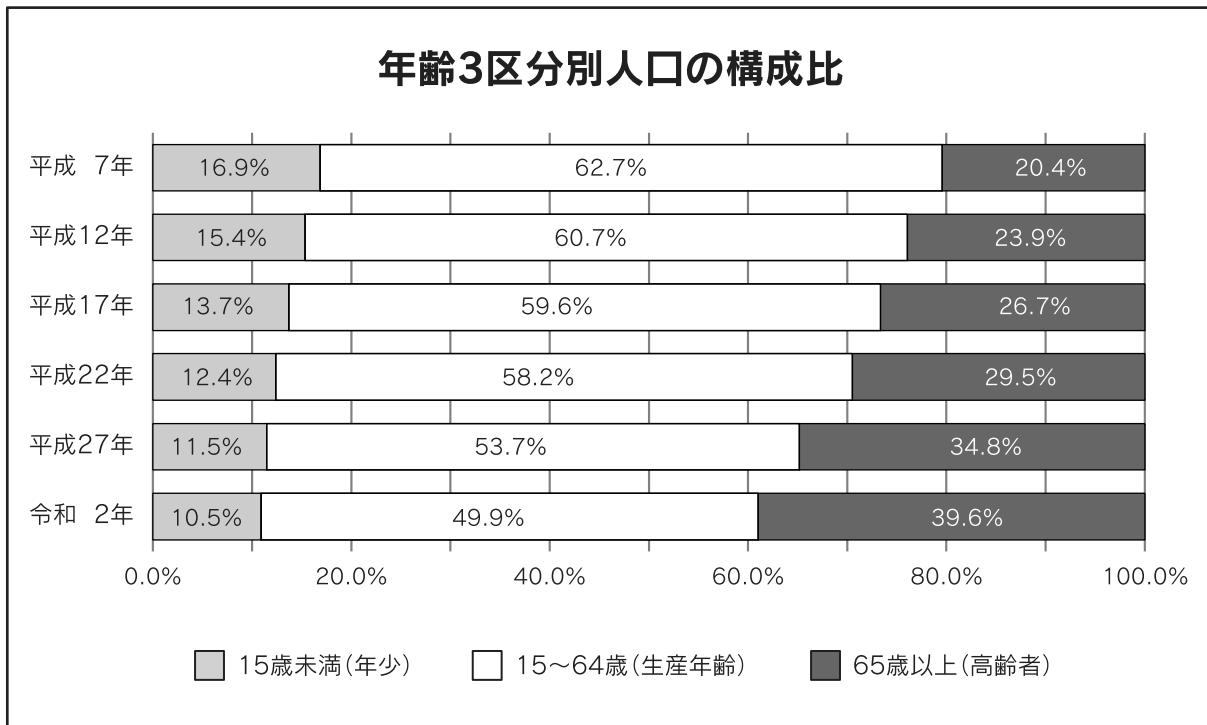
宿毛市の人口は、減少傾向で推移し、国勢調査人口で比較すると平成27年から令和2年までの5年間で1,874人減少しています。年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移しています。



出典:総務省 国勢調査

【年齢3区分別人口の割合の推移】

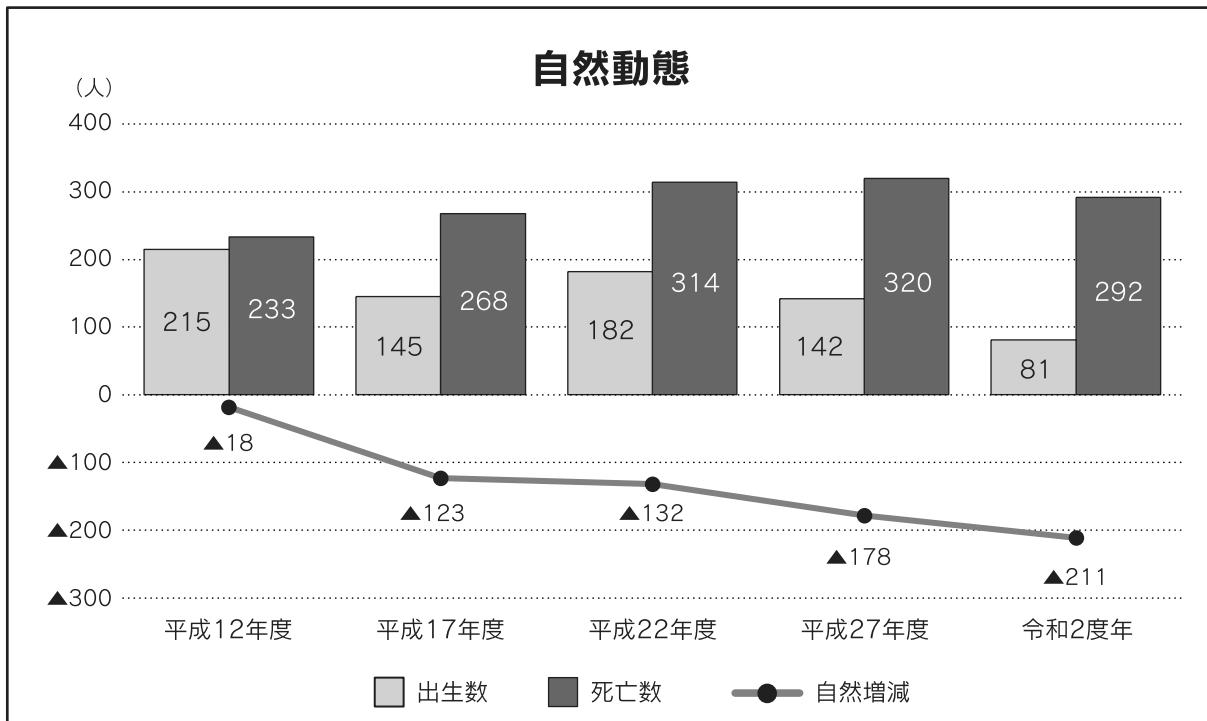
宿毛市における年齢3区分人口の割合も同様に推移しており、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合(高齢化率)は、平成27年の34.8%から令和2年には39.6%と増加しています。



出典:総務省 国勢調査

【自然動態】

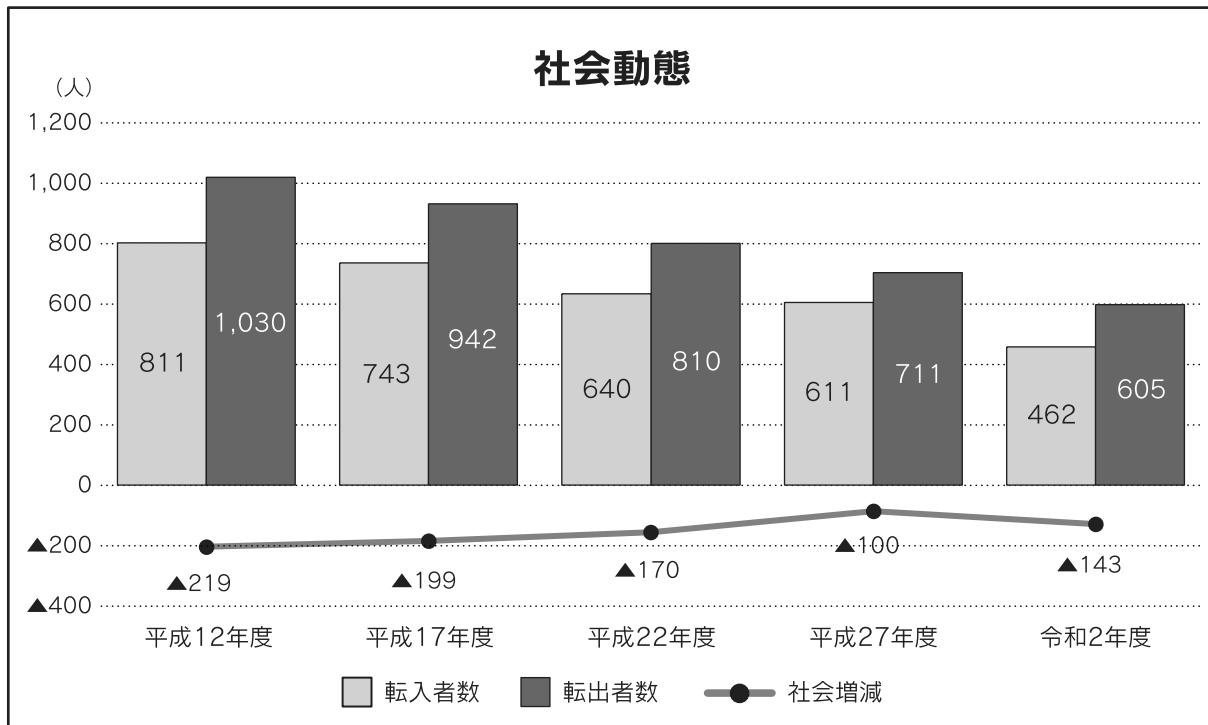
宿毛市の各年度における自然動態は、出生数が減少傾向にある一方、死亡数は増加傾向にあります。また、出生数に比べ死亡数が増加していることから、令和2年度には人口が211人減少していることがわかります。



出典：宿毛市住民基本台帳 人口移動報告書

【社会動態】

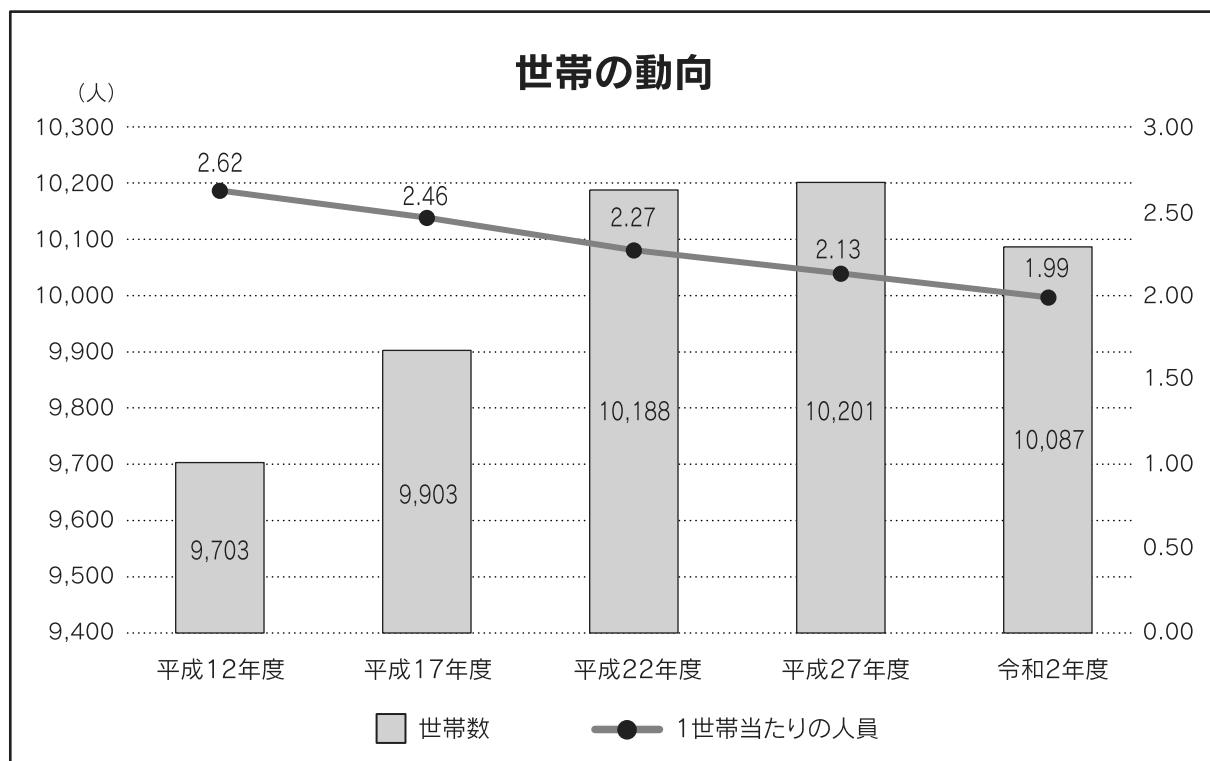
宿毛市の各年度における社会動態は、転入者数・転出者数ともに減少傾向にあります。また、各年度とも転出者数が転入者数を上回っていることから、令和2年度には人口が143人減少していることがわかります。



出典：宿毛市住民基本台帳 人口移動報告書

【世帯の動向】

宿毛市の人口が減少傾向にある一方で、世帯数が増加傾向にあるため、1世帯当たりの人員が減少し、令和2年度には1.99人となっています。また、人口に占める高齢者の割合が増加傾向にあるため、高齢者世帯や高齢者の単身世帯が増加していることが考えられます。



出典:宿毛市住民基本台帳 人口移動報告書

2 地域の支え合いの力の弱まり

高知県は、全国に先行した人口の自然減や、これに伴う経済規模の縮小など、様々な課題に直面しています。また社会情勢の変化に伴い、住民の抱える課題が複雑化していく中で、住民の価値観も多様化しています。

こういった状況を背景に、高知県では住民のニーズや意識等を把握し、今後の県政運営に活かすため、毎年県民世論調査を実施しています。

ここでは平成28年度と平成30年度に実施された県民世論調査の「地域地域で安心して住み続けられる県づくりについて」の調査項目から「地域の支え合いの力」について、調査結果から見えてきたことを分析します。

【ご近所との関係】

〈質問〉あなたは現在、ご近所(向こう3軒両隣など)の方とどのような関係ですか。

	項目	平成28年度 (回答数1,563人)	平成30年度 (回答数1,634人)
1	家族構成や人となりなどもよく知っていて、親しく付き合っている	29.6%	27.8%
2	顔と名前がわかり、あいさつする程度の付き合いがある	55.1%	55.1%
3	ほとんど、もしくは全く付き合っていない	12.7%	16.5%
4	無回答	2.6%	0.6%

出典:高知県県民世論調査

県民世論調査の平成28年度と平成30年度の結果を比較すると、「家族構成や人となりなどもよく知っていて、親しく付き合っている」が1.8%減少し、「ほとんど、もしくは全く付き合っていない」が3.8%増加しています。

【困りごとへの相談先(複数回答)】

〈質問〉 日常生活や地域での困りごとを解決していこうとする場合、家族や親せき以外に相談できる人がいますか。

	項目	平成28年度 (回答数1,563人)	平成30年度 (回答数1,634人)
1	近所の人	41.6%	34.0%
2	自治会長・町内会長等	18.0%	14.2%
3	民生委員・児童委員	7.5%	8.4%
4	お住いの市町村窓口	16.2%	17.6%
5	お住いの市町村社会福祉協議会	3.5%	7.2%
6	NPOなど民間団体	0.5%	1.0%
7	その他の人、団体等	9.6%	8.6%
8	いない	32.3%	38.0%
9	無回答	2.2%	1.6%

出典:高知県県民世論調査

県民世論調査の平成28年度と平成30年度の結果を比較すると、困りごとの相談先として「近所の人」や「自治会長・町内会長等」などの身近な人が減少傾向にある一方で、「いない」と回答している人が5.7%増加しています。

【地域活動への参加状況】

〈質問〉 あなたは現在、地域の活動に参加していますか。

	項目	平成28年度 (回答数1,563人)	平成30年度 (回答数1,634人)
1	積極的に参加している	8.4%	6.4%
2	積極的にということではないが参加している	34.4%	29.8%
3	頼まれたら時々参加している	16.8%	16.6%
4	ほとんど、もしくは全く参加していない	39.3%	44.4%
5	無回答	1.1%	2.8%

出典：高知県県民世論調査

県民世論調査の平成28年度と平成30年度の結果を比較すると、地域の活動に「積極的に参加している」や「積極的にということではないが参加している」が減少傾向にある一方で、「ほとんど、もしくは全く参加していない」と回答している人が4割を超え、増加傾向にあります。

【支え合いの力】

〈質問〉 地域での支え合いの力は、以前と比べてどうなっていると感じますか。

	項目	平成28年度 (回答数1,563人)	平成30年度 (回答数1,634人)
1	弱まっている	43.4%	55.4%
2	強まっている	4.7%	3.1%
3	あまり以前と変わらない	49.7%	40.5%
4	無回答	2.2%	1.0%

出典：高知県県民世論調査

県民世論調査の平成28年度と平成30年度の結果を比較すると、地域での支え合いの力が以前に比べ「弱まっている」と回答している人が過半数を超え、増加傾向にあります。

【県民世論調査から見えてきたこと】

地域で生活していくうえで、身近であるべき近所に相談先がない人や付き合いがないと感じている人が増加傾向にあり、また地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人も過半数を超える結果となっています。

このように、地域での関係性が希薄化している状況の中で、地域の支え合いの力である相互扶助の機能を強化するには、地域活動への参加を促進し、お互いが顔見知りの関係を築いていくことが重要になっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

ふれ愛・励まし愛・助け愛 築こう福祉のまち すくも

本市では、まちづくりの総合計画である「宿毛市振興計画」の地域福祉分野において、「地域で支えあいながら、誰もがその人らしく安心して暮らしている。」を本市のめざす姿に掲げ、お互いを認めあう豊かな人間関係を築ける土壌のもと、出会い、結婚、妊娠・出産、子育てを応援する仕組みがあり、市民一人ひとりの人生設計の希望をかなえることができるまちづくりを目指しています。

本計画の推進にあたっては、宿毛市振興計画との整合を図るとともに、宿毛市社会福祉協議会が平成5年度から地域福祉活動計画の基本目標に掲げ、誰もが安心して暮らせるまちづくりのための重要なキーワードである「ふれ合い」、「励まし合い」、「助け合い」を3つの「愛」に置き換えて表現した「ふれ愛・励まし愛・助け愛 築こう福祉のまち すくも」を継承し、本計画の基本理念として取り組んでいきます。



2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの項目を基本目標として掲げ、本計画を推進していきます。

基本目標1 地域福祉の担い手の育成

地域福祉を推進するためには、住民が主体となり、相互に連携を図りながら、地域課題の解決に取り組む仕組みづくりが必要です。

住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、ボランティア活動や地域活動に参加するなど、自分ができることを行うことで住民自身が地域福祉の担い手となるよう、人材育成に努めます。

基本目標2 支え合う地域づくりの推進

住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域の行事や活動に参加するなど、日頃から顔見知りの関係を築いておくことが重要です。

また、南海トラフ地震や近年頻発している自然災害に備え、避難行動に支援を要する方への見守りや声かけなど、住民同士が支え合い・助け合うことができる地域づくりを推進します。

基本目標3 安心して暮らせる体制の整備

住民が抱える生活課題が複合化・複雑化する中で、従来の分野ごとに区切られた公的福祉サービスでは、対応が難しくなっています。

支援を必要とする人に適切なサービスや支援が届けられるよう、だれもが気軽に相談できる総合的な相談支援体制を構築するとともに、住民の抱える様々な課題を解決するために地域の支え合いや多機関・多職種による包括的なチームケアを推進します。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	主要施策
ふれ愛・励まし愛・助け愛 築こう福祉のまちすくも	人づくり 基本目標 1 地域福祉の担い手の育成	1 福祉意識の啓発と人材育成 2 支え合う教育の推進	1 多様な媒体による啓発 2 福祉専門職の育成・確保
			1 人権・福祉教育の推進 2 学校教育の充実
	地域づくり 基本目標 2 支え合う地域づくりの推進	1 地域支え合い活動の促進	1 あつたかふれあいセンター事業の充実促進 2 ボランティアの育成と活動支援 3 地域コミュニティ組織の活動促進
			1 災害に備えた地域づくりの推進
			2 避難行動要支援者への支援の推進
		2 地域における防災機能の強化	3 見守り活動の促進
			1 総合的な相談支援体制の充実
			2 福祉サービスの充実促進
			3 生活困窮者への支援
	体制づくり 基本目標 3 安心して暮らせる体制の整備	1 包括的支援体制の構築 2 権利擁護の推進	4 再犯防止施策の推進 (宿毛市再犯防止推進計画)
			1 成年後見制度の利用促進 2 虐待防止体制の強化

第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉の担い手の育成

基本施策1 福祉意識の啓発と人材育成

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが、住んでいる地域や福祉に関心を持ち、主体的に取り組むことが必要です。地域の行事やボランティア活動に主体的に関わることで、福祉の担い手となる人材の育成につながり、地域の福祉力は大きく拡大すると考えられます。また、福祉や医療に従事する人材の育成や、より質の高いサービスを提供するため、専門職のスキルアップも重要となっています。

宿毛市では、市民一人ひとりの福祉意識の高揚を図るため、地域福祉に関する啓発活動を推進していきます。

主要施策1 多様な媒体による啓発

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- ・地域の行事やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ・地域の行事やサークル活動、老人クラブ等の集まりを通じてお互いに情報交換しましょう。
- ・趣味や特技、経験を生かすなど、身近なところからボランティア活動に参加しましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・社協だよりやホームページで、福祉に関する情報提供を行います。
- ・講演会や研修会を開催し、福祉意識の啓発活動を推進していきます。
- ・広報すくもや社協だよりをボランティアグループ朗読サークル「ほほえみ」がカセットテープに録音し、視覚障害の方々にお届けします。

【行政の取り組み】

- ・福祉サービスを安心して利用できるよう、その人に合ったわかりやすい情報提供が行えるよう努めます。
- ・高齢者等を狙う悪質商法や特殊詐欺による被害防止のため、周知・啓発に取り組みます。

主要施策2 福祉専門職の育成・確保

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- これまで培ってきた経験や技術をさらに高めるため、高知県社会福祉協議会や各事業所が開催する研修会等に積極的に参加しましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- 広報すくもや社協だよりで、研修会等に関する情報提供を行います。
- 研修会への参加や資格取得等を支援するとともに、多機関・多職種の連携を支援します。
- 幡多福祉人材バンクと連携し、人材の育成や資格取得の支援をします。

【行政の取り組み】

- 専門職の育成や人材を確保するため、研修会等を行います。
- 広報すくもや市のホームページ、SNS等を活用して、宿毛市の魅力を発信し、専門的な資格を持った人材の確保に努めます。



基本施策2 支え合う教育の推進

教育は、各年代に応じた学力や運動能力、生活習慣、理性や社会的姿勢を身につけることを目的としていますが、そのあらゆる場面で、「支え合い」が重要な要素となります。

第一に、自分と他者が「支え合う」人間関係を構築するための人権教育。次に、特別な支援が必要な児童・生徒を「支える」教育。そして、家庭・学校・地域による「支え合い」による教育です。

これら「支え合う教育」にとって不可欠なのが、まず、自分自身がかけがえのない存在であるという「自己肯定感」を育むこと。そして、互いの違いやよさを理解し、人格を「認め合う」ことが大切だという意識を育むことです。

心身の健全な育成のために、また、暮らしやすい地域社会づくりのために、「支え合う教育」を推進していきます。

主要施策1 人権・福祉教育の推進

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- ・人権教育推進講座や人権啓発講演会などに積極的に参加しましょう。
- ・人権について学び、差別のないまちづくりを進めましょう。
- ・子どもたちに、人権の大切さをしつかり教えましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・「部落差別をなくする運動」等の人権啓発活動に協力します。
- ・児童・生徒の社会福祉や社会奉仕への理解と関心を高めるため、車いす体験や高齢者疑似体験等を通して福祉教育の推進に努めます。
- ・認知症に対する正しい知識と理解を深めるため、「認知症サポーター養成講座」を開催し、それぞれの地域で認知症の方やその家族を見守る応援者を養成します。

【行政の取り組み】

- ・市民一人ひとりが人権について正しい理解と認識を深めるため、「部落差別をなくする運動」や「人権フェスティバル」を実施するとともに、人権啓発講演会やスキルアップセミナーを開催するなど、人権啓発活動に努めます。

主要施策2 学校教育の充実

少子高齢化や情報化・国際化の進展といった時代の変革の中にあって、未来を担う子どもたちが学校で学んだことを将来人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力、人間性」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、実際に社会や生活で発揮できる「知識や技能」の三つの力をバランスよく育むことが求められています。子どもたちが個性を活かし、夢や志を育み叶える力を育成するためのキャリア教育を推進するとともに、コミュニティスクールや地域学校協働本部事業等を活用して、地域とともに歩む学校づくりに取り組んでいきます。

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- ・日頃から地域の中であいさつや声かけをするなど、地域の中で子どもたちを守り育てましょう。
- ・児童・生徒の登下校時の見守り活動など、スクールガード活動に協力しましょう。
- ・不登校やいじめなど地域で気になる家庭を発見したら、関係機関に相談するなど、地域の一員として協力しましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・地域による学校支援体制の充実を図るため、開かれた学校づくり推進委員会の活動を支援します。
- ・生活相談を受ける中で見えてきた子どもたちを取り巻く課題に対し、適切な支援が行えるよう、教育委員会等の関係機関と連携を強化します。
- ・民生児童委員協議会と連携し、支援が必要な家庭の把握に努めます。

【行政の取り組み】

- ・コミュニティスクールや地域学校協働本部事業を実施し、地域や家庭と連携した学校運営を行います。
- ・子どもたちが個性を活かし、自らが判断し、行動できる力を育成するためキャリア教育を推進します。
- ・お互いを認め合う人権教育を推進する中で、不登校やいじめなどの予防に努めます。
- ・不登校やいじめなどで悩む児童・生徒や保護者に対し、スクールカウンセラーによる相談を行い、問題の改善・解決に努めます。

基本目標2 支え合う地域づくりの推進

基本施策1 地域支え合い活動の促進

地域では、ごみ出しや廃品のリサイクル、広報物の配布など、身の回りのことを住民同士で協力して行うために、地区自治会などの地域コミュニティ組織があります。

地域コミュニティ組織が、普段から顔見知りの関係を築いておくことで、地域の中で支援体制が育まれ、支援が必要な人の早期発見や生活課題の早期解決に繋がることが期待できることから、地域コミュニティ組織の維持・強化が求められます。

一方、福祉や教育、環境衛生、防災など、特定のテーマを対象に、市や県単位、あるいはもっと広域的に活動を展開するボランティア団体もあります。さらには、営利企業等が、地域支え合いの機能を發揮するケースも現れてきています。こうしたボランティア団体等による地域支え合い活動の促進も重要となっています。



主要施策1 あつたかふれあいセンター事業の充実促進

あつたかふれあいセンターは、子どもから高齢者まで障害の有無に関わらず、だれもが集える交流の場として設置されています。引きこもりがちな高齢者や障害者の居場所として、また定期的な訪問や簡易な生活支援を行うなど、利用者のニーズに合わせた支援を行っています。

現在は、あつたかふれあいセンター「すくも」、「おきのしま」の2カ所を拠点として事業展開しており、市内4カ所には定期的にサテライト事業所を開設して、活動範囲の拡大を図っています。また、新たな取り組みとして、認知症の家族会を中心に月1回「オレンジカフェ」を開設し、悩みを持つ家族が孤立しないよう、支援しています。

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- ・あつたかふれあいセンターを利用し、交流を図りましょう。
- ・困ったことがあれば一人で悩まず、あつたかふれあいセンターに相談しましょう。
- ・地域に引きこもりがちな高齢者や障害者の方がいたら、声をかけ、あつたかふれあいセンターを紹介しましょう。
- ・趣味や特技、経験を生かすなど、自分にできることから運営委員やボランティアとして活動に参加しましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・あつたかふれあいセンターと連携を図り、支援が必要な人の把握に努め、その人に合ったサービスに繋げられるよう、支援します。
- ・サテライト事業所開設地域の拡大を図ります。
- ・地域や個人が抱える課題を把握し、あつたかふれあいセンターの柔軟性を活かした支援をしていきます。
- ・あつたかふれあいセンター運営協議会を設置し、適正かつ効果的な運営に努めます。

【行政の取り組み】

- ・複合化・複雑化する地域や個人が抱える課題に対応するため、地域支え合いの拠点施設としてあつたかふれあいセンター事業の機能強化に努めます。

主要施策2 ボランティアの育成と活動支援

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- ・趣味や特技、経験を生かすなど、身近なところからボランティア活動に参加しましょう。
- ・地域の困りごとを出し合い、解決方法を話し合いましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・ボランティア団体の活動に対する助成や活動場所の提供、技術的指導や支援を行います。
- ・各種助成事業に関する情報提供に努めます。

【行政の取り組み】

- ・ボランティア団体の活動の活性化を図るため、社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、活動の助成や活動場所の提供、その他技術的指導や支援を行います。



主要施策3 地域コミュニティ組織の活動促進

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- ・地域の行事やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ・地域の行事やサークル活動、老人クラブ等の集まりを通じてお互いに情報交換しましょう。
- ・日頃から地域の中であいさつや声かけをするなど、顔見知りの関係が築けるよう、努めましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・地区自治会などの地域コミュニティ組織に活動場所を提供します。
- ・伝統行事をはじめとする地区自治会等が行う行事を支援します。

【行政の取り組み】

- ・地区自治会など地域コミュニティ組織の活性化を図るため、社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、活動場所の提供やその他伝統行事などの開催支援に努めます。



基本施策2 地域における防災機能の強化

災害による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが日頃から防災に対する意識を持ち、備えておくことが重要です。「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であり、防災教育や市民参加による実践的な防災訓練を実施し、地域における防災機能の強化を推進します。

また、自主防災組織やボランティア等の自主的な防災活動を支援し、減災に向けた地域の組織づくりを推進します。

主要施策1 災害に備えた地域づくりの推進

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- ・ 日頃から地域の中でのいさつや声かけをするなど、顔見知りの関係が築けるよう、努めましょう。
- ・ 地域の行事やボランティア活動、防災訓練等の自主防災組織の活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 地域活動の担い手不足や固定化が課題となっています。身近なところから地域の活動に参加しましょう。
- ・ 日頃から避難場所や避難経路の確認、防災グッズを常備するなど災害に備えておきましょう

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・ 民生委員の活動を通じて、地域の防災活動や自主防災組織の活動を支援します。
- ・ 災害発生後、生活復旧を調整する災害ボランティアセンターを速やかに設置し、早期復旧を支援します。

【行政の取り組み】

- ・防災教育や市民参加による実践的な防災訓練を実施し、市民の防災意識向上を図ります。
- ・災害時にそれぞれの地域で迅速かつ的確な防災活動が展開できるよう、自主防災組織等の活動を支援します。
- ・自主防災組織を始めとする地域活動の担い手不足や固定化が課題となっています。先進地域の活動をモデルとして、情報交換や研修会等を行い、担い手の裾野を拡大する取り組みを推進します。



主要施策2 避難行動要支援者への支援の推進

高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援が必要な方が迅速かつ安全に避難できるよう、日頃から地域で避難場所や避難経路を確認しておくなど、一人ひとりの命を守る、命をつなぐ備えが必要です。

地域で支援できるよう、該当者には名簿登録を働きかけるとともに、自主防災組織を始めとする地域の方々に対しても、要支援者一人ひとりについて、誰がどのように支援して、どこに避難させるか等協力を呼び掛け、個別支援計画の作成に努めます。

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- ・地域の避難行動要支援者の状況を把握し、みんなで話し合って支援体制を決めておきましょう。
- ・要支援者を手助けする支援者が不足しています。個別支援計画の作成にはご家族はもとよりご近所や地域の協力が必要不可欠です。地域における命を守る活動に協力しましょう。
- ・避難所の運営方法について、地域で話し合いましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・地域包括支援センターの活動を通じて、個別支援計画の作成等に協力します。

【行政の取り組み】

- ・作成済の地域の取り組みをモデルとして、自主防災組織や民生委員を始めとする地域の方々、関係機関と連携を図りながら、個別支援計画の作成に取り組んでいきます。
- ・災害発生時の一刻を争う非常時においては、初期行動が大変重要になってきます。日頃からコミュニケーションを図り、顔見知りの関係を築くなど、防災力強化に取り組んでいる地域の活動を支援します。

主要施策3 見守り活動の促進

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- ・日頃から地域の中であいさつや声かけをするなど、顔見知りの関係が築けるよう、努めましょう。
- ・地域で孤立する人がいないように、自分にできる見守り活動を行いましょう。
- ・地域で気になる家庭を発見したら、関係機関に相談するなど、地域の一員として協力しましょう。
- ・児童・生徒の登下校時の見守り活動など、スクールガード活動に協力しましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・高知新聞宿毛販売所や民生児童委員協議会等、宿毛市が連携して取り組んでいる一人暮らし高齢者等の見守り活動を支援します。

【行政の取り組み】

- ・高知県や民生児童委員協議会、民間事業者等と連携を図り、一人暮らし高齢者等の見守り活動を促進します。
- ・スクールガードリーダーを配置し、下校時の児童・生徒の見守り活動を強化します。
- ・不審者情報等、犯罪や事故から児童・生徒を守るため、迅速な情報発信に努めます。
- ・子ども家庭総合支援拠点を中心に児童相談所や警察、教育機関等の関係機関が連携を密に行い、支援や見守り等が必要な児童や家庭に対し、切れ目のない支援を継続的に行っていきます。



基本目標3 安心して暮らせる体制の整備

基本施策1 包括的支援体制の構築

住民が抱える課題が複合化・複雑化する中で、従来の高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など分野ごとに区切られた支援体制では、複合課題や公的サービスと接点の少ない方への対応が難しくなっていることから、複数の公的サービスの中からその人にあったサービスに繋げることのできる包括的な支援体制の構築が求められています。

住民の抱える様々な課題に対応するため、地域の支え合いや多機関・多職種の連携による包括的なチームケアを推進していきます。

主要施策1 総合的な相談支援体制の充実

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- ・ 日頃から地域の中でのいさつや声かけをするなど、顔見知りの関係が築けるよう、努めましょう。
- ・ 地域の行事や活動を通して、ちょっとした困りごとの相談ができる地域づくりに努めましょう。
- ・ 悩みや困りごとを一人で抱え込まず、地域の方や市役所等の関係機関に気軽に相談しましょう。
- ・ 地域で気になる家庭を発見したら、関係機関に相談するなど、地域の一員として協力しましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・ 生活相談を受ける中で見えてきた課題に対し、適切な支援が行えるよう、市役所等の関係機関と連携を強化します。
- ・ 民生児童委員協議会と連携し、支援が必要な人の把握に努めます。
- ・ 様々な生活課題に対応するため、公的福祉サービスを始めとする支援制度の情報把握に努めます。

【行政の取り組み】

- ・様々な生活課題に対応するため、相談支援事業所をはじめとする関係機関や地域の連携が円滑に行える体制づくりに努めます。
- ・子ども家庭総合支援拠点を中心に児童相談所や警察、教育機関等の関係機関が連携を密に行い、支援や見守り等が必要な児童や家庭に対し、切れ目のない支援を継続的に行っていきます。



主要施策2 福祉サービスの充実促進

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- ・悩みや困りごとを一人で抱え込まず、地域の方や市役所等の関係機関に気軽に相談しましょう。
- ・福祉サービス事業所等で行われる交流事業に積極的に参加しましょう。
- ・福祉サービスを利用する際には、自分にあったサービスが選択できるよう、市役所等の関係機関に問い合わせを行うなど、情報収集に努めましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・生活相談を受ける中で見えてきた課題に対し、適切な支援が行えるよう、市役所等の関係機関と連携を強化します。
- ・様々な生活課題に対応するため、福祉サービス等支援制度の情報把握に努めます。
- ・手話奉仕員や要約筆記、朗読サークルなどの活動を支援するとともに、ボランティア事業のメニュー拡充に努めます。
- ・日常生活において、一人で判断することに不安のある高齢者や障害者に対して日常的な金銭管理を支援します。

【行政の取り組み】

- ・住み慣れた地域で安心して生活するには、福祉サービスによる支援は不可欠です。サービスを必要としている人に適切に提供できるよう、福祉サービス事業所等と連携を図りながら、取り組んでまいります。
- ・広報すくもや市のホームページ、SNS等を活用し、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくり等のサービス窓口の情報を提供します。

■主要施策3 生活困窮者への支援

社会情勢の変化に伴い、住民の抱える課題が複雑化し、8050問題やひきこもり、ヤングケアラーなどの生活課題を複合的に抱えている家庭が増えています。また、就労や心身の状況、地域社会との関係性などにより、社会的孤立を余儀なくされ、生活困窮に陥っている家庭も少なくありません。

こういった状況を背景に、平成27年4月に生活困窮者自立支援制度が施行され、これまで制度の狭間で支援が行き届かなかつた人へも支援員が寄り添い、関係機関と連携しながら、課題の解決や就労の支援など、自立に向けた支援を行っています。

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- ・悩みや困りごとを一人で抱え込まず、地域の方や市役所等の関係機関に気軽に相談しましょう。
- ・地域で気になる家庭を見つめたら、関係機関に相談するなど、地域の一員として協力しましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・生活福祉資金の貸付を行うとともに、必要な援助指導を行い、経済的な自立を支援します。
- ・生活困窮者自立支援制度を活用し、生活訓練や就労訓練を行い、就労による自立を支援します。
- ・フードバンク活動を実施し、寄せられた食品等を生活困窮者等に提供し、食糧支援を行います。
- ・生活相談を受ける中で見えてきた課題に対し、適切な支援が行えるよう、市役所等の関係機関と連携を強化します。
- ・日常生活において、一人で判断することに不安のある高齢者や障害者に対して日常的な金銭管理を支援します。

【行政の取り組み】

- ・生活困窮にある世帯の把握に努め、社会福祉協議会等の関係機関と連携して、自立に向けた支援を行います。
- ・生活困窮者や生活保護受給者に対して、一人ひとりの状況に応じたマネジメントを行い、自立を支援します。

主要施策4 再犯防止施策の推進（宿毛市再犯防止推進計画）

現在、日本の刑法犯の認知件数は減少傾向にあります、令和2年版犯罪白書(出典：法務省)によると、検挙人員に占める再犯者の比率は令和元年には48.8%と増加傾向にあります。

犯罪や非行をした人の中には、就労や住居の確保など社会生活がうまくいかず、生活困窮に陥り、再犯に至る人も少なくありません。

こうした人たちを地域社会から排除・孤立させるのではなく、地域社会の一員として復帰できるための支援体制の構築が求められています。

ここでは再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく、「宿毛市再犯防止推進計画」を包含することにより、地域における再犯防止の取り組みを推進します。

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- ・犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」への理解を深め、積極的に参加しましょう。
- ・悩みや困りごとを一人で抱え込まず、地域の方や市役所等の関係機関に気軽に相談しましょう。
- ・地域で気になる家庭を発見したら、関係機関に相談するなど、地域の一員として協力しましょう。
- ・多様化する犯罪を地域で防ぐため、日常的な声かけや見守りを通して、地域の防犯力強化に努めましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・生活福祉資金の貸付を行うとともに、必要な援助指導を行い、経済的な自立を支援します。
- ・生活困窮者自立支援制度を活用し、生活訓練や就労訓練を行い、就労による自立を支援します。
- ・フードバンク活動を実施し、寄せられた食品等を生活困窮者等に提供し、食糧支援を行います。
- ・生活相談を受ける中で見えてきた課題に対し、適切な支援が行えるよう、市役所等の関係機関と連携を強化します。

【行政の取り組み】

- ・「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」等の広報・啓発活動を通して、再犯防止に関する地域の理解を促進するとともに、地域社会や家庭の犯罪抑制力・教育力を高め、犯罪のない明るい社会づくりに努めます。
- ・犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について、保護司会や警察、青少年育成センター、刑事司法関係機関(高知保護観察所、法務少年支援センターこうち、コレワーク四国等)など関係機関と連携して、自立に向けた包括的な支援を行います。
- ・生活困窮にある世帯の把握に努め、社会福祉協議会等の関係機関と連携して、自立に向けた支援を行います。
- ・将来にわたり、適正な保護司数を維持できるよう保護司会と連携した人材の発掘に取り組むとともに、人材の育成について保護司会の取り組みを支援します。
- ・更生保護活動の拠点となる更生保護サポートセンターの運営等のほか、夜間休日の保護司の面接場所として、公共施設の利用について支援します。



【「法務少年支援センターこうち」での面接・相談のイメージ(モデルは職員です)】



基本施策2 権利擁護の推進

認知症や障害などにより意思決定が十分でない人が、不利益を被ることなく、安心して地域で暮らし続けられる仕組みづくりが求められています。高齢者や高齢世帯の増加により、今後さらに成年後見制度等の必要性が高まっています。

また、高齢者や障害者、子どもへの虐待やドメスティックバイオレンス(以下「DV」という。)は被害者の尊厳を著しく害する行為であり、市民一人ひとりが身近な問題として捉え、発生防止や早期発見、早期対応ができる体制づくりに取り組み、権利擁護を推進します。

主要施策1 成年後見制度の利用促進

自ら主張し、選択できるということはその人らしい生活を送るうえで大変重要な意味を持っています。認知症や障害などにより意思決定が不十分で、不利益を被ることが危惧される高齢者や障害者が不安を抱えたまま、地域で生活されています。

そういった人たちの権利や生活を守り、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、成年後見制度の利用を促進します。

ここでは成年後見制度の利用促進に関する法律第14条第1項に基づく、「宿毛市成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、利用促進に努めます。

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

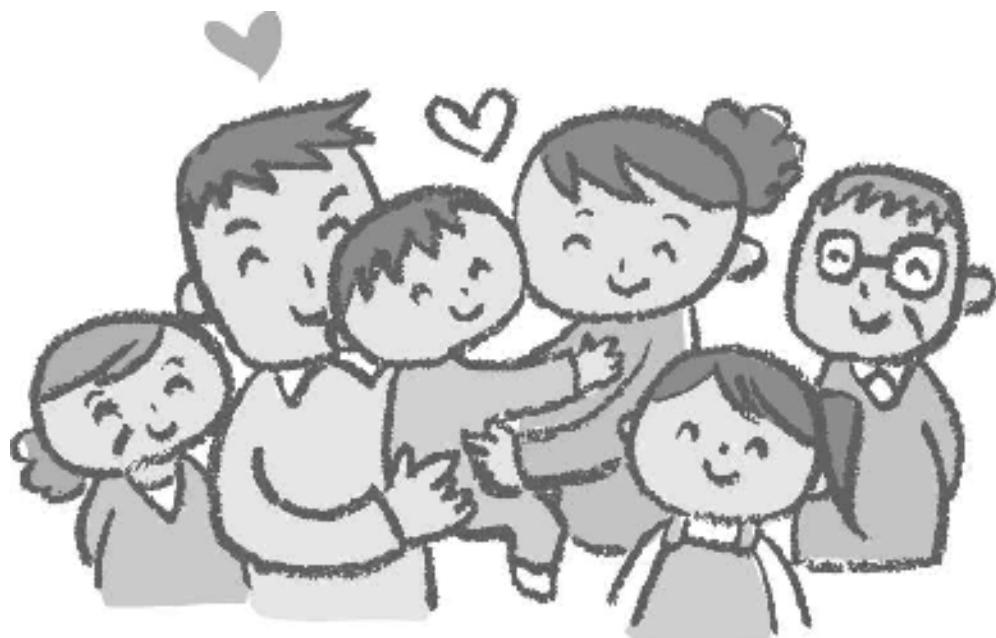
- ・悩みや困りごとを一人で抱え込まず、地域の方や市役所等の関係機関に気軽に相談しましょう。
- ・地域で気になる家庭を発見したら、関係機関に相談するなど、地域の一員として協力しましょう。
- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解を深めましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・認知症や障害などにより意思決定が十分でない人が、不利益を被ることなく、安心して地域で暮らし続けられるよう、金銭管理などの支援を行います。
- ・生活相談を受ける中で見えてきた課題に対し、適切な支援が行えるよう、市役所等の関係機関と連携を強化します。
- ・民生児童委員協議会と連携し、支援が必要な人の把握に努めます。
- ・様々な生活課題に対応するため、公的福祉サービスを始めとする支援制度の情報把握に努めます。

【行政の取り組み】

- ・誰もが利用しやすい制度となるよう、成年後見制度の普及啓発に努めるとともに、法テラスや相談支援事業所等の関係機関と連携を図りながら、利用促進に努めます。
- ・親族等が申し立てを行えない事情がある場合には、市長申し立てを行います。



主要施策2 虐待防止体制の強化

■主体別の役割

【地域住民の取り組み】

- ・悩みや困りごとを一人で抱え込まず、地域の方や市役所等の関係機関に気軽に相談しましょう。
- ・虐待やDVを解決するには早期発見、早期対応が最も重要です。地域で気になる家庭を発見したら、一刻も早く警察や児童相談所等の関係機関に相談しましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・生活相談や日頃の関わりの中で虐待やDVなどの疑いがあれば、早期に適切な対応が行えるよう、市役所等の関係機関と連携を強化します。
- ・民生児童委員協議会と連携し、虐待やDVなどの早期発見に努めます。

【行政の取り組み】

- ・高齢者や障害者、子どもへの虐待やDVに関して、発生防止や早期発見につながるよう、啓発活動に取り組みます。
- ・介護疲れによるストレスや孤独感等から高齢者虐待に至らないよう、地域や福祉サービス事業等と連携を図り、発生防止や早期発見に努めます。
- ・要保護児童対策地域協議会において、市役所や児童相談所をはじめとする関係機関の連携を図り、要保護児童等に対する情報や支援方針について、共有しながら適切な対応を行います。
- ・子ども家庭総合支援拠点において、要支援児童や要保護児童とその家庭、特定妊婦等に対して、総合的な支援を行います。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

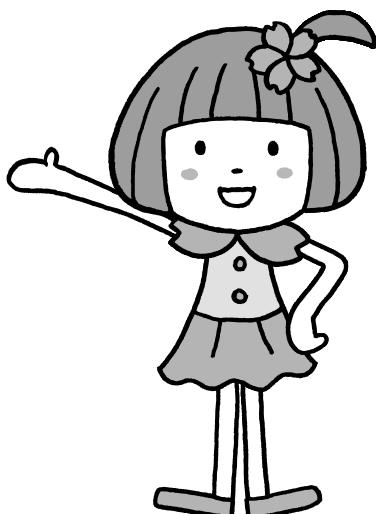
地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが、住んでいる地域や福祉に関心を持ち、主体的に取り組むことが必要です。本計画の基本理念や基本目標を実現し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、行政のみならず、市民や各種団体が役割や責務を認識しながら、相互に連携し、取り組むことが重要です。

(1) 行政内の推進体制

本計画の推進にあたっては、保健・福祉分野のみならず、医療や教育、建設・水道分野など、行政内の横断的な体制が重要であるため、関係各課が情報共有しながら、連携を強化して取り組みます。

(2) 社会福祉協議会との連携と協働

社会福祉協議会は地域福祉を担う中心的な団体として位置づけられています。本計画の推進にあたっては、情報共有を密に行い、課題解決に向け、協働で取り組んでいきます。

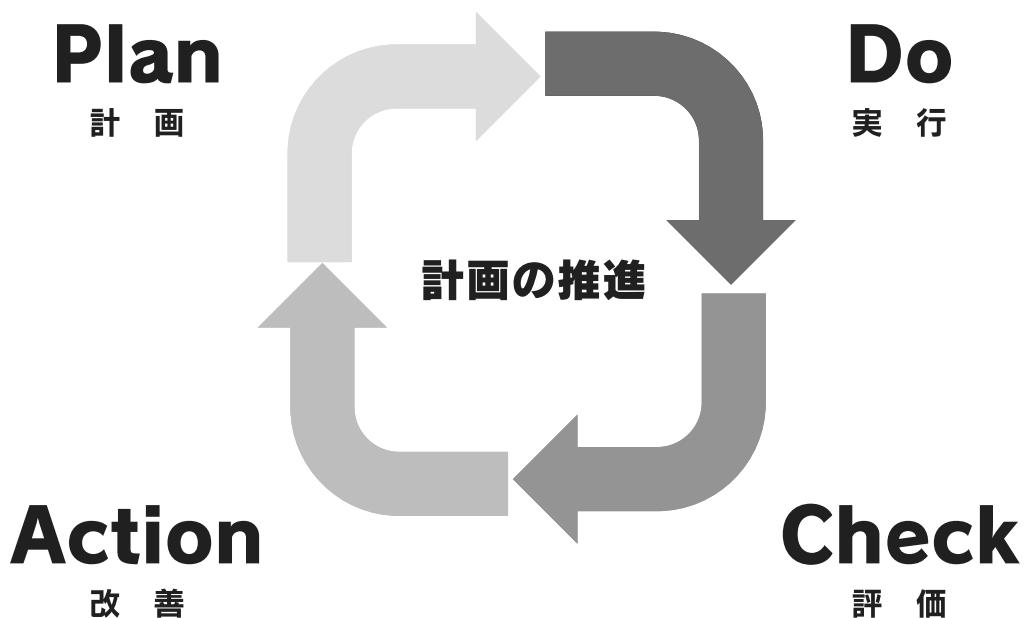


2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画を立て(Plan)、計画を実行(Do)し、その進行状況を宿毛市と宿毛市社会福祉協議会が定期的に把握し、施策・事業を点検、評価すること(Check)で、その後の計画の実施を改善する(Action)、一連のPDCAサイクルによって、計画の目的や目標に向けた取り組みを着実に進めていきます。

また本計画の進行管理体制については、「宿毛市地域福祉計画策定委員会」を評価機関に位置づけ、客観的な評価と進行管理を行います。

【PDCAサイクルによる推進】





第3期宿毛市地域福祉計画 (令和4年度～令和8年度)

【発行】宿毛市・社会福祉法人宿毛市社会福祉協議会

【編集】宿毛市福祉事務所

社会福祉法人宿毛市社会福祉協議会